特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	自立支援給付支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、自立支援給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉部障がい福祉課

_ Ⅰ 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	自立支援給付支給事務				
②事務の概要	障害者総合支援法に基づく以下の事務を実施。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス等給付費、地域相談支援給付費、療養介護医療費の 支給 ②補装具費の支給 ③自立支援医療費の支給				
③システムの名称	障害福祉システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名 名				
自立支援給付支給事務情報	アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第84の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(事施する)(担訴しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)(注意しない)<!--</td-->				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第108、109、110の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部障がい福祉課				
②所属長の役職名	障がい福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務部総務課				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	童点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	報提供ネットワーク	ラシステム	を通じた提供を]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接網]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[]自	己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 査			
9. 従業者に対する教育・唇	外								
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	評価書名	自立支援医療事務	自立支援給付支給事務	事後	
平成28年6月24日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言	自立支援医療事務	自立支援給付支給事務	事後	
平成28年6月24日	I -1-②事務の概要③	①指定障害福祉サービス ②補装具費の支給 ③日常生活用具の支給	①障害福祉サービス、地域相談支援給付、計画相談支援給付、療養介護医療の支給 ②補装具費の支給 ③自立支援医療の支給	事後	
平成28年6月24日	I -4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 第56の2、108、 109の項	番号法第19条第7号 別表第2 第108、109の項	事後	
平成28年6月24日	I -5-②所属長	熱田 辰雄	下野 裕健	事後	
平成28年6月24日	Ⅰ -8連絡先	総務部総務課	健康福祉部障がい福祉課	事後	
平成28年6月24日	Ⅱ -1対象人数-いつ時点の 計数か	平成26年10月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月24日	Ⅱ 一2取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成28年6月24日	Ⅱ -2取扱者数-いつ時点の 計数か	平成26年10月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年7月10日	I -1-②事務の概要	障害有総合支援法に基づり、「の事務を実施。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	障害者総合支援法に基づく以下の事務を実施。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス 等給付費、地域相談支援給付費、療養介護医療 費の支給 ②補装具費の支給 ③自立支援医療費の支給	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日		宛名システム	障害福祉システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年7月10日	I -4-②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第2 第108、109、110 の項	事後	
平成30年7月18日	I -5-②所属長	下野 裕健	井関 高広	事後	
令和1年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	H28.3.31時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	H28.3.31時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	井関 高広	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月4日	Ⅳリスク対策	_	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	H31.4.1時点	R2.4.1時点	事後	
	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	H31.4.1時点	R2.4.1時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法	•番号法第19条第7号	•番号法第19条第8号	事前	